

令和6年度後期監査報告書(財政援助団体監査)措置状況通知

後期監査の結果に基づく措置等の状況通知＜後期監査報告書（令和7年3月18日）＞

「処理」の実施状況 【C：実施しない】	基準日までに何らかの理由により「処理」を実施しないこと（又は実施できないこと）を決定したもの	1件
「再発防止策」又は「改善策」の実施状況 【A：実施済又は決定済】	基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施したもの、又は実施することを決定したもの	1件

○財政援助団体監査

No.	部局名	所属名	団体名	指摘・意見の対象	監査項目	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止策」 又は「改善策」の実施状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
1	産業部	農政企画課	豊田市農産物ブランド化推進協議会	豊田市農産物ブランド化推進協議会	経理処理	【指摘】 市からの負担金は協定期間中の活動費用に対して支出されるべきものであるが、協定期間外である次年度のための活動費用に対して支出されているものがあった。	13頁	1	C：実施しない	過年度の手続であるため、当該案件に対して処理を実施しないことを令和6年12月3日に決定した。	A：実施済 又は決定済	当該案件の購入については次年度の活動費用にて協定期間内に購入することとし、事業の実施時期や購入物品について見直しすることを令和6年12月3日に決定した。	令和7年3月31日